

発湯監第12号
令和6年7月10日

湯梨浜町長	宮脇 正道 様
湯梨浜町議会議長	河田 洋一 様
湯梨浜町教育委員会教育長	山田 直樹 様
湯梨浜町農業委員会会長	長谷川誠一 様

湯梨浜町代表監査委員 重 松 雅 文

湯 梨 浜 町 監 査 委 員 光 井 哲 治

令和6年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、令和6年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の項目

- (1) 会計執行状況について
- (2) 歳計外現金残高について
- (3) 備品（防災用品）の管理状況について
- (4) 随意契約の執行状況について
- (5) 金券（定額小為替）の取扱いについて
- (6) 町観光協会補助金について
- (7) 町民の声の対応について

II 監査の実施日

令和6年6月26日（水）

Ⅲ 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞き取りを行った。

第2 監査結果

(1) 会計執行状況について

(2) 歳計外現金残高について

提出資料に基づき審査した。概ね適切に執行されていることを確認した。

(3) 備品（防災用品）の管理状況について

防災備品等についてどのように管理しているのか担当課への聞き取りを行った。3万円以上の備品については財務規則に基づく「備品台帳」に、スコップやブルーシート等の用品は「備蓄品台帳」に仕分けして登録されているとの説明を受けた。また、備蓄する備品（用品）の数量や品目については県との連携備蓄により定期的に管理されている旨の説明を受けた。

町民の安心と安全を確保するため、本年1月に能登半島を襲った地震の初動対応などの教訓を生かし、いつ起こるか分からない災害時に備えて引き続き適切な管理に努めていただきたい。

(4) 随意契約の執行状況について

提出された資料の令和5年度工事等契約執行状況一覧表（50万円以上）から任意に9件を抽出し、随意契約とした根拠法令とその理由が明確に整理されているのかを、令和3年10月に作成された「湯梨浜町随意契約ガイドライン」を基に審査した。9件中2件についていずれも随意契約とした理由を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）としているが、なぜ当該契約の内容が競争入札に適しないのかの理由が不十分であった。

本ガイドラインで示されているとおり、随意契約は競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手を選択し契約を締結する例外的な方法であることを十分に理解したうえで、本ガイドラインを参考により一層随意契約の適正執行に努めていただきたい。

(5) 金券（定額小為替）の取扱いについて

提出された資料及び担当課への聞き取りにより、概ね適切に管理されていることを確認した。

(6) 町観光協会補助金について

町観光協会補助金について担当課から資料の提出を受け内容を確認した。なお、

詳細については別途決算審査で審査する。

(7) 町民の声の対応について

「町民の声」の対応について担当課への聞き取りを行った。QMSの「苦情・要望の処理手順」に従い対応が完了したもののうち、個人的な苦情・要望で担当課から個別に回答したもの、住民や職員の特定につながる内容のものを除き、これまでは半年ごとにまとめて町ホームページに公開していること、苦情・要望を受け改善された件については不定期に町報に掲載しているとの説明を受けた。また、令和6年度からは、完了したものは随時ホームページに掲載する方針とのことであった。対応の結果については引き続き広く町民に周知するよう努めていきたい。